除雪は協力しあって
消防対策も十分に

いよいよ本格的な降雪期となりました。村としても例年のとおり通勤通学や、日常生活等に支障をきたさないよう道路除雪や消防対策について体制を整えております。

ところで、例年自動車や物件の路上放置によって除雪作業に支障をきたし、折角の努力にもかゝわらず、早期の通動通学路の確保も思うにまかせないことがあります。また、こんな時に若し火災が発生しても消防車の出動が遅れ、とりかえしのつかないことになりますので消防対策とあわせて皆様の御協力をお願いします。

二、除雪車が通過する際、雪が意外に遠くへとぶので、ガラス戸等のこわれやすいものは、前もって防護しておいて下さい。

三、道路端の樹木が雪のため垂れ下って除雪作業に支障をきたす場合が多いので、危険な枝等は降雪前に伐採して戴きたいと思います。

四、屋根からおろした雪は、道路交通の支障にならないよう始末して下さい。

五、一度除雪した雪を再び道路へ投げ出さないで下さい これは、自転車やバイクの通行が非常に危険となり、自動車のスリップ事故の原因にもなります、ぜひやめていただきたいと思います

六、除雪車の運行できない小路等の除雪については、部落一斉に行なうなど、できるだけ交通を確保ねがいます。

◎道路除雪は ぬかりなく

一、道路に自動車や、その他の物件を放置しないで下さい。除雪車が通過することができず引返さざる得ないことがあり、また、夜間作業が多い関係もあり、損傷事故のもとになります。

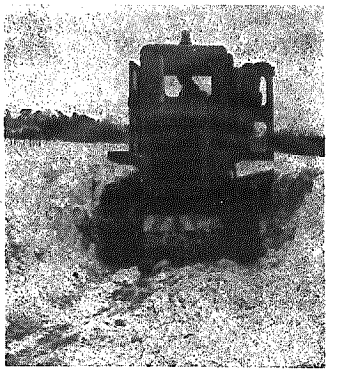

雪と戦うグレーダー

◎火のしまつと 防火はしっかり

(1)消火栓や防火水槽の除雪については、消防団員が担当しますが、最近では他市町村へ勤務している団員が多く、日中は不在の場合が多いので、一般の方々にも特段の御協力をお願いします なお、防火水槽には標識、消火栓には赤布の目印が立てゝあります。

(2)道路除雪や屋根からおろした雪で、出入口や避難口をふさぐことのないよう御注意ねがいます。避難口は最低二か所は確保しましょう。また、老人や子供の就寝場所は、できるだけ避難しやすい部屋に。

(3)各家庭にできるだけ消火器を備えておきましょう。バケツ一杯の水は常に用意しておくこと。

(4)プロパンガスのボンベは雪で倒れることがないよう枠やチェーンで固定しておきましょう。

(5)冬期間は暖房器具を使用する機会が多く、例年火災が多発しています。加えて積雪のため消防活動が困難でもあり、大惨事となる例が多くありますので、これからの季節は、火の用心について、いっそうの御注意をねがいます。

◎駐車禁止区域を設定

(図面参照)

除雪車の運行に支障をきたさないよう、十二月一日から翌年三月末日までの冬期間、新潟県公安委員会の指定で、駐車禁止の区間が設けられます。皆様の御協力をお願いします。

道路除雪計画図

駐車禁止は厳守しましょう

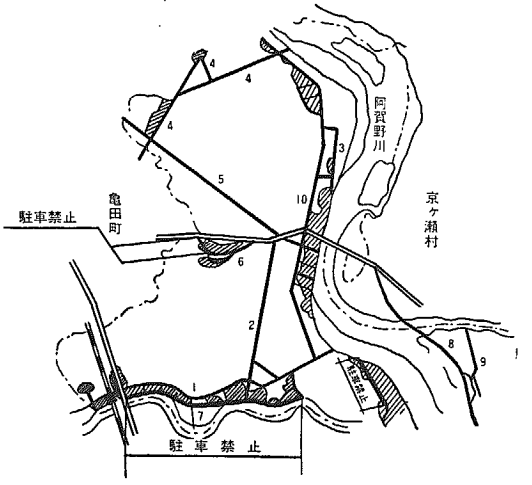

除雪計画路線名

路線名	区間	延長	図面番号	備考
酒屋～沢海線	二本木～沢海	7.2	1	県道大江山、五泉、安田線の沢海～小杉間及び、県道沢海荻島線の北方文化博物館前より沢海上部落は、県が除雪を担当することになっています。
横越～木津線	横越～木津	3.2	2	
横越～小杉線	建設省出張所～蔵岡境	3.2	3	
小杉～砂崩線	小杉下～砂崩	3.1	4	
横越～新潟線	横越～丸山	3.5	5	
川根谷内線	国道～国道	1.1	6	
沢海～二本木線	木津上～二本木	3.4	7	
焼山堤防線	横雲橋～下里	4.0	8	
窪河原～焼山線	窪河原～焼山	1.1	9	
沢海～小杉線	沢海～小杉	3.1	10	
その他		4.0		

◎踏切の交通止

列車の安全運転確保のため国鉄当局から踏切道の敷板一時撤去の協議をうけたので、例年のとおり、二本木第一、第二、第三と、日水踏切を十二月十五日から翌年三月十日まで敷板が撤去され、交通止となりますから、ご協力ください。

今月納期の税等は

村県民税　第4期分
国民健康保険税　第5期分
国民年金　第3期分
お忘れなく納入ください
税務課

土地や建物を売ったときの税金

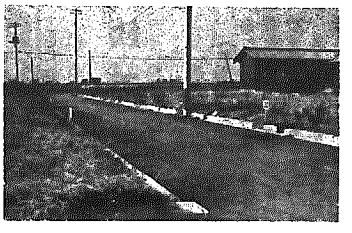

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、これに対して税金がかかりますが譲渡所得について説明しましょう。

一、一般の譲渡の場合

譲渡所得は次の算式によって計算します。

○譲渡所得＝譲渡価格－（取得費＋譲渡費用）

取得費は、売った資産の購入代金や購入手数料などですが、不明の場合や、譲渡価格の五％より少ない場合は、取得費を譲渡価格の五％として計算することができます。

譲渡費用は、譲渡のために直接支出した費用で、仲介手数料、測量費用などです。

譲渡所得は、売った資産を所有していた期間によって長期譲渡所得と、短期譲渡所得に区分し、異なった方法で税金を計算します。

長期譲渡所得は、昭和四十三年以前に、また、短期譲渡所得は、昭和四十四年以後に取得した土地や建物を売った場合の譲渡所得のことをいいます。

(ｲ)長期譲渡の税額は、次の算式によって計算します

税額＝（譲渡所得－特別控除）×税率

特別控除額は、ふつう一〇〇万円ですが、譲渡の態様によって特別控除額が変ります。

税率は、昭和四十九、五十年中に譲渡した場合は二〇％です。

(ﾛ)短期譲渡の税額は、次の二つの方法で計算した金額の高い方の金額となります。

(ｲ)譲渡所得の四〇％相当額

(ｲ)譲渡所得とほかの所得を合計して通常の計算方法で算出した税額のうち、譲渡所得に対応する税額の一一〇％相当額

短期譲渡には一〇〇万円の特別控除はありません。

二、事業用に使用している特定の土地や建物を譲渡し、一定の期間内に、事業用に使用する特定の資産を取得した場合は、税金の計算に特例が認められます。

三、現に自分が住んでいる建物や敷地を売った場合、一定の条件に該当するときは一、七〇〇万円の特別控除が認められます。

(詳しいことなどの問い合せは新潟税務署へTEL(24)二一五一番)

むらの台所

昭和48年度国民健康保険会計決算

才入 区分	決算額	才出 区分	決算額
	千円		千円
1.保険税	40,600	1.総務費	7,056
2.国庫支出金	58,961	2.保険給付費	83,693
3県支出金	27	3.保健施設費	5,688
4.繰入金	1,500	4.諸支出金	129
5.繰越金	3,493		
6.諸収入	1,951		
合計	106,532	合計	96,770

才入才出残金 9,762千円…翌年度へ繰越

業務実績等

	48年度	47年度	対前年度比 増減	対前年度比 比率
世帯数	1,108	1,115	△ 7	99%
被保険者数	4,641	4,798	△ 157	97%
一世帯当り保険税	36,700円	24,687円	12,013	149%
一人当り医療費	25,107円	21,807円	3,300	115%
〃受診回数	5.1	4.7	0.4	109%
上記の老人医療内 一人当医療費	61,763円	59,568円	2,195	104%
上記の老人医療内 受診回数	3.8	4.2	△ 0.4	90%